

第11回 国土強靱化推進会議における意見と対応（案）

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

■資料2 関連

	分類	委員意見	対応（案）
1	事業実施環境	○1年半くらい前に千葉県いすみ市で市役所と近隣にある防災拠点になる中学校の一体で <u>地域マイクログリッドを整備した</u> 。停電時においてもその地域が独立して機能する仕組みが社会実装されている。 <u>そういった高度な事例も紹介するとよい</u> 。【加藤委員】	○千葉県いすみ市及び北海道河東郡鹿追町における地域マイクログリッドの取組事例を紹介（経済産業省、環境省の支援事業） ➡ p9 参照
2	事業実施環境	○以前、災害対応力や復旧・復興に関して社会全体の脆弱性が増している中で、災害対応に関して社会の基本的な「 <u>体力</u> 」を測るような指標が重要であるとの話をさせていただいた。基本的な社会の脆弱性を測るような <u>貧困率や男女別の就労統計等の統計データを</u> 平時から災害に備えて準備し、復旧・復興の計画に活用すべきである。【浅野委員】	○貧困率の推移、女性就業率の推移、男女別の就労統計などを整理。 ➡ p10参照
3	事業実施環境	○今、 <u>石川県では復旧に関わる作業員やボランティアが足りない中、被災者の方々も賃金を受け取って復旧に従事するキャッシュフローワークの取組を始めている</u> 。被災すると現金収入が必要となるため、 <u>キャッシュフローワークの取組を</u> しっかり考えていくことが必要である。【浅野委員】	○被災地の雇用機会を確保して復旧・復興につながる取組等について整理。 ➡ p12参照
4	事業実施環境	○地域防災力の向上に関し、 <u>支援者の子供の預かり支援をやらないと、皆が活動できない</u> 。自治体においては、災害救援体制に入った時の職員の子供の預かり支援等について制度化されていない状況であり、 <u>検討が必要</u> である。【浅野委員】	○内閣府では、子育て・介護等を担う女性・男性職員が災害対応業務に参画できるよう、地方公共団体に子どもの一時預かりを含めた取組を促進。 ○こども家庭庁では、令和6年能登半島地震において、被災市町村に居住する世帯におけるこどもの保護者が復旧活動等を行うために、一時的に別の保育所等を利用する際の支援制度を創設。 ➡ p13参照
5	事業実施環境	○電力関係について、北海道胆振地震の経験を踏まえた <u>災害時連携計画の作成の義務付け</u> について紹介されているが、電力の分野だけの進んだ取組なのか、 <u>通信や水道等、同じようにエリア全体がストップした場合の連携計画が立てられているのか</u> を確認したい。【臼田委員】	○通信、水道、下水道の災害時の連携計画等は策定されており、平時及び災害発生時の連携内容等を規定。平時から訓練等を実施。 ○今後は関係機関でさらなる連携強化を図る。 ➡ p14参照

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

	分類	委員意見	対応（案）
6	事業実施環境	○都道府県における中間支援組織を充実させるとの方向性が示されている一方で、 <u>能登半島地震では、全国的な災害中間支援組織が石川県庁に支援を行い連携体制の構築が図られたとも記載されている。</u> 全国的支援組織が全国で活躍できる枠組みを考えるのも一つの方向性であり、 <u>今後、どちらの方向性で考えていくのか確認したい。</u> 【臼田委員】	○全国域の中間支援組織である「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）」と連携・情報共有を図っていく。 ○また、全国の都道府県において、災害中間支援組織の設置・機能強化を図るため、全ての都道府県に災害中間支援組織を設置するための取組を推進。 → p16参照
7	事業実施環境	○捜索・救助などの業務について、今後、女性の参加を増やす必要があることから、 <u>自衛隊や警察、消防などの男女比についても示していただきたい。</u> 【阪本委員】	○警察、消防、自衛隊、医師、消防団員、防災士の女性の割合を整理。増加傾向となっている。 → p17参照
8	事業実施環境	○ボランティアには、個人ボランティアやNGO、NPOがある一方で、 <u>プロフェッショナルな仕事として行っている組織もあることから、その概念の整理が必要。</u> また、 <u>ボランティアに限らない官民連携の方策の在り方についての観点も示すと良い。</u> 【阪本委員】	○災害ボランティアには、一般のボランティアとNPO等の災害対応の専門ボランティアがあることを整理。 ○官民連携の強化のための促進策を整理。 → p18参照
9	事業実施環境	○中小企業においてBCPの作成が遅れているが、それらの中には、活躍できる人材が欲しいと考えている企業もある。例えば、防災士は登録者が増加傾向にあり、活躍が期待でき、 <u>企業内での防災士の位置づけ、それを支援をする制度があってもよいのではないか。</u> 【近藤委員】	○企業におけるBCP作成や防災士の活用に関する取組を整理。 → p20参照
10	事業実施環境	○人口減少に伴い、消防団の人数も減ってきている。 <u>企業との連携も含めて消防団の在り方を見直すタイミングに来ているのではないか。</u> 【近藤委員】	○消防庁では、企業等との連携強化を通じて、被用者の消防団への入団促進等に向けた取組を実施。 → p21参照
11	事業実施環境	○子供たちに対しては単に防災教育を行うだけでなく、 <u>子供としての役割を持って訓練してもらうことが大事。</u> 【近藤委員】	○内閣府では、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努めることを促進。 ○防災教育の発展的な取組として、地域・関係機関・学校等が連携して避難所運営体験等に取り組んでいる事例も。 → p22参照

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

■資料3、4 関連

	分類	委員意見	対応（案）
1	施策連携	○「 <u>連携</u> 」との言葉が多く出てくるが、 <u>具体的にどのような取組を行い、うまくいっているのか、いないのかをどう評価するのか、基準を設けることも必要である。</u> 【臼田委員】	○今回の評価では、密接関連施策群を構成し、 <u>連携の考え方や見直しの方向性を評価結果において記載済</u> ○引き続き、年次計画等での対応も含め、データ制約等の課題に対応し、 <u>施策連携KPIやアウトカム指標を検討</u>
2	施策連携	○人口減少問題対策の検討も大事だが、 <u>人口の増加や地域活性化に繋がる取組を示し、促進していくことも大事である。</u> 【阪本委員】	○今後、 <u>国土強靱化地域計画とまちづくり計画等の連携強化等の取組を通じて、計画段階から一体的に推進</u> ➡ p23参照
3	施策連携	○ <u>地方創生に関しては、地域が総合的な視点から計画を策定している。計画づくりの段階で強靱化の取組と一体的に進めていくことが必要であり、地域に期待することが何かを明示することも重要ではないか。</u> 【屋井委員】	
4	施策連携	○それぞれの現場で工夫の余地がまだまだある。 <u>地方での工夫を喚起し、それを受け止める国の仕組み、枠組みをつくることが重要である。</u> 【加藤委員】	
5	施策連携	○ <u>複合災害については、地震が起こった後の豪雨災害を想定するなど、シナリオを考えた上での施策間連携の検討が必要である。</u> 【中村委員】	○ <u>地域特性を踏まえた対応が必要であることから、リスクシナリオ型の国土強靱化地域計画の伴奏支援を実施</u> ➡ p24参照
6	施策連携	○「 <u>国土強靱化と地方創生の一体的推進</u> 」は大事。 <u>地方創生と一体的に推進するためには、縦割りではなく、総合的・横断的に考えることは極めて重要であり、もっと強調してもよいのではないか。</u> ○水道システムの耐震化が遅れていたり、人口の半減に伴い料金徴収も半減するなど、危機的状態であるとの話もあったが、そういった <u>地域の未来を先取りしたモデルチェンジが必要である。国土強靱化のための投資が地域の未来を新たに作り出す、といったニュアンスが入ると良い。</u> 【加藤委員】	○評価結果や実施中期計画の策定方針（素案）に追記 ・災害外力の増大（地域防災力の向上）の評価結果に追記 人口減少・少子高齢化を背景に地域のコミュニティ維持が課題となる中、地域防災力の向上にあたっては、地方創生に関する施策との連携を強化し、 <u>地域の未来を先取りしたモデルチェンジを図る</u> ことが必要。 ・実施中期計画の策定方針（素案）に記述 人口減少・少子高齢化社会の到来を見据え、全国各地で地方創生の取組や持続可能なまちづくりが進められている。これらの <u>地域の創意工夫を活かした取組と国土強靱化を一体的に推進し、地域の新たな未来を切り開く。</u>

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

	分類	委員意見	対応（案）
7	施策連携	○ <u>官民連携</u> という、官が主体で民と一緒にやるといったニュアンスが強い。外国では災害発生時に、民間企業が自社のPRも含めて、主体的に災害支援活動をしている例がある。 <u>日本では民間企業の災害支援のプレゼンスが弱い。企業が看板を掲げ、大規模に支援をするなど、これまで使われていない潜在している力を表に出すことが重要である。【加藤委員】</u>	○今後、海外事例も含めた民間取組事例集を充実を図るなどの取組を通じ、民間企業の活動環境の整備を推進 → p28参照
8	施策連携	○インフラ整備の中で、 <u>防災対策と老朽化対策の一体的推進が打ち出されているが、両方とも手当可能な補助金の出し方を検討していただきたい。【鍬田委員】</u>	○今後、関係省庁において整理
9	個別施策	○資料の中に、環境に関する記載が殆ど見受けられないが、例えば <u>流域治水の推進にあたっては、法改正時の附帯決議において、自然環境が有するグリーンインフラの考えを推進して生態系ネットワークの形成に貢献するとされている。</u> この意味でも、平時の評価の中で、平時の環境が地域の方々のウェルビーイングにつながるということも重要であり、環境に関しても、もう少し記載していただきたい。【中村委員】	○評価結果や実施中期計画の策定方針（素案）に追記 ・ <u>実施中期計画の策定方針（素案）に記述</u> 対策の実施にあたっては、施設ごとの耐災害性強化に留まらず、国や地域全体の強靱化に如何に貢献し得るかとの観点から、国と地方、省庁、官民等の組織の枠を超えて連携強化を図り、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。また、 <u>気候変動対策の国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進する。</u>
10	個別施策	○ <u>上下水道の経営基盤の広域化は非常に大事であり、ソフト対策として、改めて進めていく必要がある。【大串委員】</u>	○第11回会議の整理を踏まえ、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化、運営基盤の強化等を推進
11	個別施策	○これまで水道、下水道がそれぞれ別に進めていた耐震化について、 <u>上下水道一体の耐震化計画を策定し、両方の計画をすり合わせることは、非常に効果的な取組である。【鍬田委員】</u>	

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

	分類	委員意見	対応（案）
1 2	個別施策	○避難所等の重要施設に接続するライフラインについては、上下水道だけでなく、道路やエネルギー分野も含めてしっかりと取り組むことが重要。【屋井委員】	○緊急輸送道路については、接続する重要施設に応じて1次から3次に分類するなど、 <u>上下水道に限らず、重要施設に接続するライフラインを念頭に整理</u>
1 3	個別施策	○既存の下水道施設を使って無電柱化を進められないかとの議論も進めようとしている。一体で強靱化していく取組としては、上水道と下水道だけでなく、道路や無電柱化等も含めて考えていくことも重要。【屋井委員】	
1 4	個別施策	○「 <u>交通結節点等における防災拠点機能強化</u> 」のうち、「非常用電源の整備」は重要な事項。空港では、再生可能エネルギーを平時活用しているが、非常時には地域に貢献できる水準のエネルギーを創出すべきという考え方が出てきている。 <u>今後、防災拠点機能の強化にあたっては、地域への貢献も含めて考えていけると良い。</u> 【屋井委員】	○地域の実情に応じて対応する必要があるため、 <u>地域防災計画や国土強靱化地域計画等との整合を図りつつ、地域ごとに対応を検討</u>
1 5	個別施策	○先般、 <u>市町村別の耐震化率</u> （解像度が高い資料）が示されたことは非常に意義があり、市町村によって耐震化の取組状況が全く違うことが明らかとなった。特に問題なのは、 <u>現状が把握できていない地域</u> である。例えば、北海道は札幌の耐震化率が高いために全体での成績は良く見えるが、実は耐震化率を把握できていない市町村が多い。【福和委員】	○国交省では、地方公共団体に対して、 <u>耐震改修促進計画の策定・改定</u> を呼びかけており、当該計画の中で <u>地方公共団体が耐震化の目標を定める際に、耐震化の現状等を勘案することを原則</u> としている。 ○今後も引き続き、地方公共団体に対して、 <u>耐震改修促進計画の策定・改定を促し、耐震化の現状を把握するよう働きかける。</u>
1 6	個別施策	○建築物の耐震化率のうち、 <u>大規模建築物以外の自治体が位置付ける建築物に関する耐震化率は、今後KPIから外す方向と聞いているが、緊急輸送道路等の沿道建築物については一般のビルの現状を確認できる指標であるため、引き続き耐震化の実情を把握していくべきと考えている。</u> 【福和委員】	○ <u>地方公共団体が位置付ける建築物（要安全確認計画記載建築物）についても、引き続きフォローすることとしており、全国の状況のみならず都道府県別にも、その指定状況や耐震性が不十分な建築物の解消状況をフォローしていく。</u>

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

	分類	委員意見	対応（案）
17	個別施策	○今般、 <u>避難所に関してスフィア基準の導入</u> が示されたことは良いこと。これが標準となるよう避難者に配慮した対応を進めていただきたい。【大串委員】	○第11回会議の整理を踏まえ、推進に向けた調整を実施
18	個別施策	○食料システムの状況について、非常時と平時との関連性も含めて整理が必要。 <u>能登半島において、長期に渡って非常的な食料提供を続けなければいけなかった</u> ということは、小売店などのもともとの食料システムが非常に脆弱な地域であったためであり、 <u>食料システムの現状に関する分析は非常に重要</u> と考える。【中嶋委員】	○評価結果や実施中期計画の策定方針（素案）に追記 ・災害外力の増大（ライフラインの強靱化）の評価結果に追記 これらの検討にあたっては、令和6年能登半島地震の対応において長期にわたり食料の提供が必要であったことを踏まえ、半島等の地域特性も考慮した食料アクセスについて分析を加え、災害時にも円滑な対応が図れるよう、フェーズフリーな食料システムの構築を図る必要がある。
19	個別施策	○ <u>食料の提供は、物だけではなく、温かく調理した食事の提供も必要</u> 。また、 <u>栄養士による支援も、被災者等の健康を守る上で重要</u> である。【中嶋委員】	○令和6年能登半島地震を踏まえ、 <u>プッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄や災害時に活用可能なキッチンカー等を登録する仕組み等の検討</u> を実施予定
20	個別施策	○迅速な罹災証明の発行は、災害からの立ち直りのきっかけとなる。能登半島地震では、被災した職員や不慣れな応援職員が対応し、 <u>迅速な罹災証明の発行に課題があったが、改善に向けて取り組んでいただきたい</u> 。【大串委員】	○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方」を踏まえ、 <u>対口支援チームの派遣による交付事務の応援体制の確保やリモート判定による被害認定調査の活用等</u> を推進
21	個別施策	○ <u>南海トラフ臨時情報に関して、「効果的な情報発信」として、情報を発信する側に着目しているが、情報を受け取る側に対しても、日ごろから理解を進めてもらえるようなコミュニケーションも必要</u> である。【鍬田委員】	○ <u>内閣府における検証と改善方策を踏まえて対応</u> ※ 国民及び防災関係機関が戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要 ⇒ <u>平時から、臨時情報の制度や平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めて置くことができるよう、周知・広報を強化</u> 。 → p29参照

第11回 国土強靱化推進会議における主な意見と対応

	分類	委員意見	対応（案）
2 2	評価全般	○国土強靱化に関して、個別に実施している内容を資料にまとめ、一覧化できることは良いこと。【臼田委員】	—
2 3	評価全般	○施策が大分類、中分類、小分類に分類されているが、例えばデジタルに関する施策であれば、全ての分野に関わる施策もある。 <u>5本柱を横串しして評価をすることという観点があっても良いのではないか。</u> 【臼田委員】	○国土強靱化基本計画において、 <u>デジタル等新技術の活用も含め、横断的な観点から国土強靱化政策の展開方向（5本柱）を設定したことを踏まえ、これに基づく密接関連施策群を設定</u> （一部の施策は複数の密接関連施策群に登録）することで横串しの評価を実施
2 4	評価全般	○KPIだけを見ると、その施策の目的が本当に達成されたのかが測りにくい。KGIの観点も含めて、最終的に何を目指し、それが達成できたのかを評価可能な枠組みが必要。【臼田委員】	○「国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方」に基づき、「 <u>最悪の事態に至る連鎖を断ち切るための長期的な目標</u> 」と「 <u>実施中期計画等の計画期間内に優先して到達すべき重点目標</u> 」の2つの観点からKPIを設定
2 5	評価全般	○資料のまとめ方について、災害発生前に強靱化を図る段階なのか、災害直後の対応の段階なのか、災害発生後の復旧・復興の段階なのか、 <u>対応のステージが分かる記載とした方がわかりやすい。</u> 【中村委員】	○「事業実施環境の変化への対応」に関する評価において、 <u>過去の大規模自然災害の検証結果とその対応状況を災害対応フェーズごとに整理し、必要な対策を抽出</u> ○実施中期計画の整理にあたっては、 <u>これらの施策を基本計画の5本柱に再編</u>
2 6	評価全般	○「 <u>耐力の低下</u> 」に関しては、老朽化という視点以外に、 <u>災害外力の増大に伴う耐力の相対的な能力の低下の視点もある。</u> リスク評価に基づき、どこに重点を置いて耐力の向上を図っていくかを戦略的な視点で見る必要がある。もともと、強靱化基本法の改正の際は、脆弱性評価とそれに基づくフローチャート分析を行っており、リスク評価をしっかりと行って取り組むことが大事である。 【戸田委員】	○今回の評価においては、 <u>災害外力の増大に伴う相対的な耐力の低下も含め、「災害外力の増大への対応」として整理</u> （「耐力の低下」は老朽化対策のみを対象）

マイクログリッドの取組事例

- マイクログリッドは災害時には自立して電力を供給できる分散型エネルギーシステムの一つ。
- 既存の送配電網を活用した「地域マイクログリッド」、自営線をつないで構築する「自営線マイクログリッド」が取り組まれている。

＜千葉県いすみ市の取組事例＞

災害等による大規模停電時に、**防災拠点であるいすみ市役所及び指定避難所（大原中学校）等に電力供給**を行うため、同校に地域マイクログリッド電源設備の**太陽光発電、LPガスエンジン発電機、蓄電池等**を設置。



地域マイクログリッド構築支援事業（経済産業省）を活用

●対象となるエネルギー源

太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱、蓄電池等

●補助率 2/3 以内 補助上限額 6 億円

関連事業：民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（環境省）

脱炭素先行地域※のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援。

●交付対象 再エネ（風力、中小水力、バイオマス、地中熱等）設備、基盤インフラ設備（自営線、熱導管、蓄電池、EMS、蓄熱設備等）等

●補助率 原則2/3 補助上限額 1計画あたり50億円 ※民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する地域

＜北海道河東郡鹿追町の取組事例＞

公共施設が密集する地域内で再エネ由来の電気・熱を面的に活用。**系統停電時には指定避難所である町民ホール（収容人数1,000人）や（保健福祉サービスの拠点施設である）トリムセンター（同270人）に太陽光発電・蓄電池の電気を供給**（トリムセンターには給湯も可能）

※鹿追町人口は約5,200人

＜システム構成要素＞

- ・太陽光発電（合計447kW）
- ・蓄電池（100kW,270kWh）
- ・地中熱利用システム（+蓄熱）
- ・熱導管
- ・CEMS
- ・自営線



公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業※（環境省）を活用

※平成31年度で終了

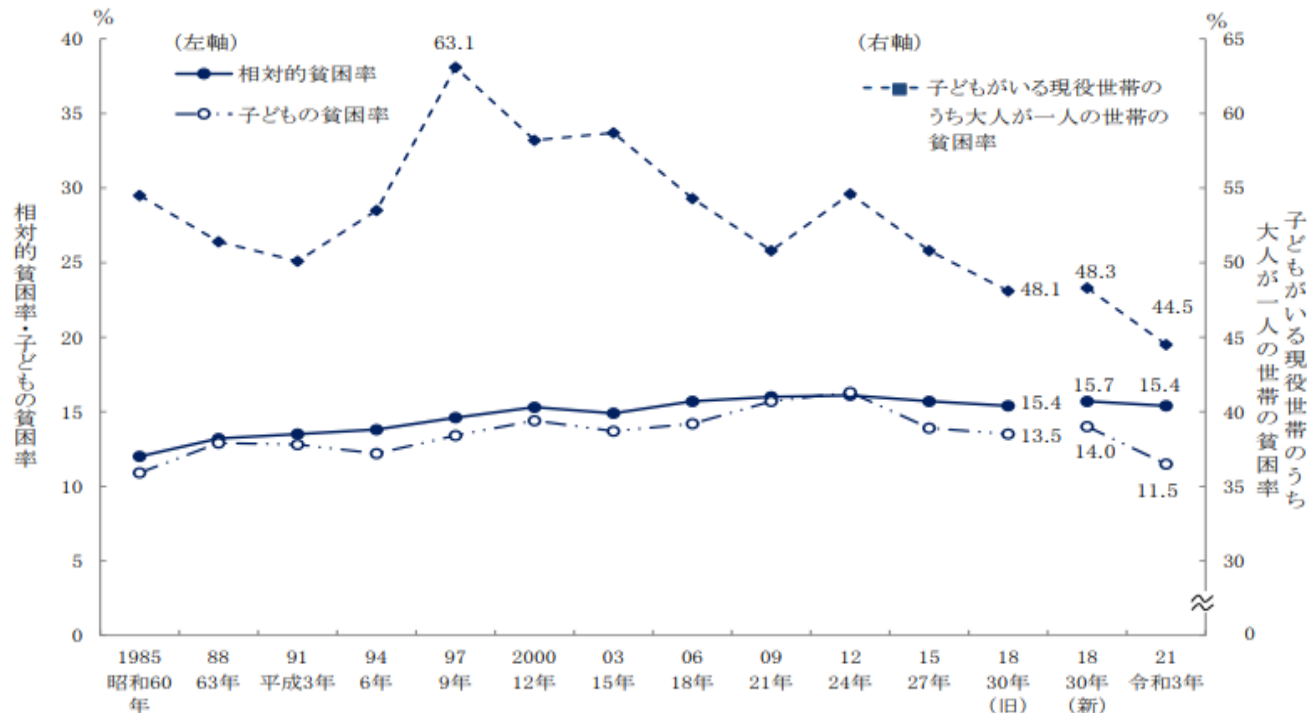
●補助対象設備

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、電線等

●補助率 2/3

貧困率の推移

- 「相対的貧困率」は近年は概ね横ばいであり、2021年は 15.4%（対 2018 年△0.3 ポイント）。
- 「子どもの貧困率」（17 歳以下）は2021年は 11.5%（対 2018 年△2.5 ポイント）。
- 「子どもがいる現役世帯」の世帯員についてみると、「大人が一人」の世帯員では2015年から減少傾向であり、2021年は 44.5%（対 2018 年△3.8 ポイント）
- なお、「大人が二人以上」の世帯員では 8.6%（対 2018 年△2.6ポイント）となっている。



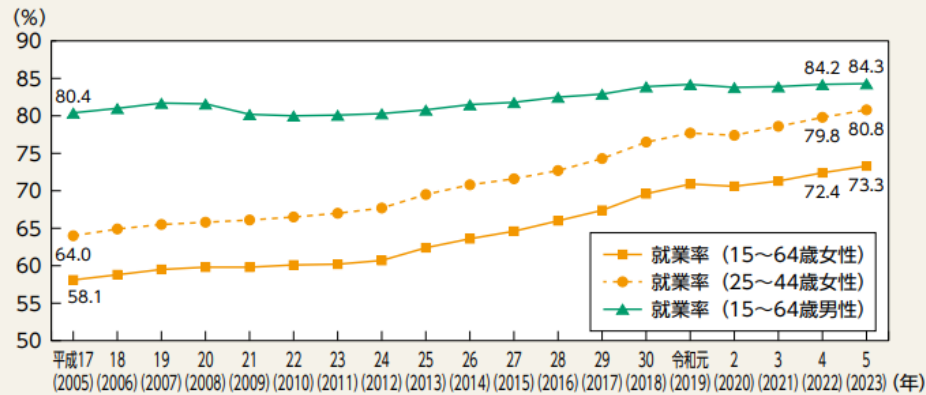
- 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合
※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分
- 子どもがいる現役世帯：世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯
- 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合
※2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

女性の就業者等の状況

- 就業率は、近年男女ともに上昇傾向である。
- 15～64歳の女性就業率は令和4年時点で72.4%であり、産業別では医療・福祉、教育等、生活関連サービスの分野で高い。

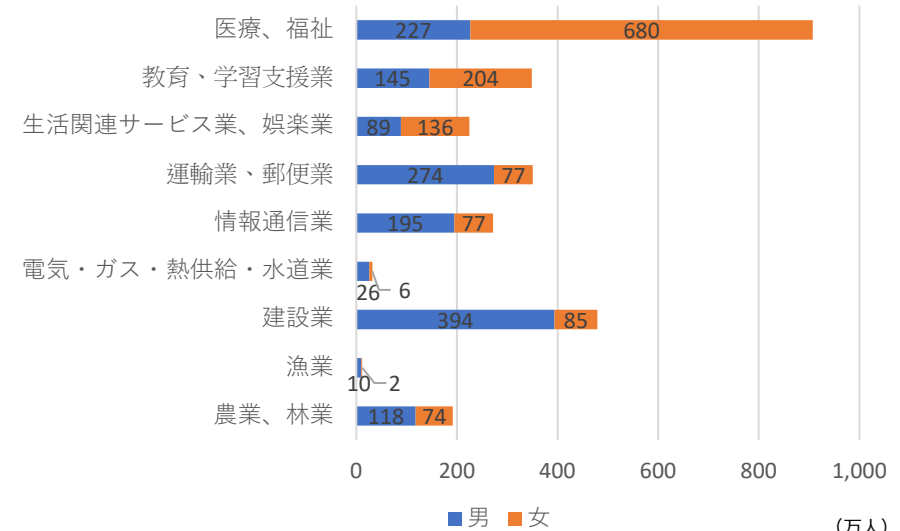
●女性就業率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、令和3（2021）年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。
2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

男女共同参画白書 令和6年版より

●産業別の男女の就業者数（令和4年度）



労働力調査の結果より

被災地の雇用機会を確保して復旧・復興につながる取組等

○ **被災地の雇用機会を確保する取組**としては、厚生労働省では、令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、対象地域において、**事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して助成金を支給する「地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）」（※1）**を設けるなど、関係省庁において取組を進めているところ。

○ また、被災地域において官民連携が円滑に行われたことによって、被災者を雇用して支援活動が行われる例（※2）が確認されており、内閣府では、**より被災者支援活動の円滑化のために、活動団体登録制度の創設に向けた検討や災害時応援手順のマニュアル化を図る**など、災害時に円滑かつ効果的な官民連携が行われるよう必要な検討を行っているところ。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例） ※1

「能登半島地震特例」の制度概要

事業主が、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた場合に、事業所の設置・整備に要した費用と雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を、最大3年間（3回）支給します。

主な支給要件

- 能登6市町において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
- 令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に計画書を提出すること
※計画を開始する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18ヶ月です。
- 以下の者を雇い入れること
ハローワーク等の紹介による労働者または令和6年1月1日から同年6月30日の間に能登半島地震により一時離職した者（能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者。
※その他、対象労働者の要件があります。
- 事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が100万円以上であること
・ 修理・修繕費用 ※能登半島地震に伴う被災等により必要になったものに限り。
・ 宿舍の新設、増設、購入、賃借費用、通勤車両費用（従業員の通勤に活用する借り上げた通勤車両）も対象になります。
- 事業所の被保険者数が増加していること
※計画を開始する日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働関係法令を遵守していること

※令和6年1月1日から同年6月30日までの間に開始した設置・整備費用および雇い入れた労働者も対象とします。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）のリーフレットより抜粋

取組事例：「セントラルキッチン（石川県穴水町）」 ※2

○穴水町では、避難生活が長期化する中で、避難者に栄養バランスの取れた食事を提供するため、町有施設の厨房を活用した「セントラルキッチン」を整備し、ここを拠点として被災者への炊き出し支援を実施。

○その際には、持続的な運営形態を確保するため、被災者である地元地域の料理人を雇用。災害救助法を活用した業務委託を実施。

○準備にあたっては、すでに穴水町で炊き出しを行っていた県外のNPOやボランティア料理人が町役場に全面的な協力もあり、このような事例が生まれた。



町役場での福祉・炊き出し関係者の打合せ



炊き出しの様子

災害時の子供の一時預かり支援に関する取組

- 内閣府では、「**男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン**」において、子育て・介護等を担う女性・男性職員が災害対応業務に参画できるよう、**子どもの一時預かりを含めた取組を地方公共団体に促している**。
- また、「女性版骨太の方針2024」では、災害対応に携わる職員への支援に関する好事例を継続して収集、展開することを掲げている。
- こども家庭庁では、**令和6年能登半島地震**に係る保育関係の災害対応に関して、同年1月に、**被災市町村に居住する世帯におけるこどもの保護者が復旧活動等を行うために、一時的に別の保育所等を利用する場合に、当該保育所等に対し、利用者負担を前提としない補助基準額による補助を行う「一時預かり事業（災害特例型）」を新たに設けている**。

ガイドラインにおける記載事項

○避難所、庁舎内、事務所内等で一時的に子どもを預かるための場所、人材を確保するよう努める。

○民間の保育事業者や介護事業者等と子どもや要配慮者等の一時預かりに関する協定を提携することを検討する。

※「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」より

令和6年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の対応について

1. 施策の目的

保育所等に入所している子どもが被災により別の保育所等を利用した場合や、復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合に、利用者負担を前提としない補助を行うことにより、被災者及び受け入れ施設等を支援する。

2. 施策の内容

- 被災のため在籍する保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）を利用できず、一時的に別の保育所等を利用する場合、施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給する。
- 被災市町村に居住する世帯におけるこどもの保護者が復旧活動等を行うために、教育時間の前後や長期休業日等に当該子どもが在籍する幼稚園又は認定こども園において一時預かり事業を利用した場合及び、保育所等に在籍していない子どもが一時預かり事業を利用した場合等は、利用者負担を前提としない補助基準額による補助を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

＜イメージ図＞ ※本事業の対象は

部分

【保育所等に入所している子どもが被災により別の保育所等を利用するパターン】

被災保育所等

被災による避難 等

避難先保育所等

- 災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給（1月12日事務連絡）

- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合に、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を一時的に利用することが考えられる（1月12日事務連絡）

- その際、転園手続をすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能（1月12日事務連絡）

- この場合、一時預かり事業（災害特例型）の枠組みにより、施設型給付等相当額（利用者負担を差し引かない額）を支給する

【保護者が復旧活動等をするために一時預かり事業を利用するパターン】

在籍幼稚園等

一時預かり事業所

- 保護者が復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合、利用者負担を前提としない補助額を支給する

通信に関する大規模災害に備えた平時からの官民連携

連携体制強化

ハード対策

- 大規模災害時における通信確保のため、**災害対応時の実効性向上に係る体制強化や連携を推進**
 - ・ MIC-TEAM（総務省災害時テレコム支援チーム）を創設し、現地へのリエゾン派遣
 - ・ **総務省と通信事業者間で連絡会を設置し、大規模災害時の基本的な対応方針を策定**
 - ・ 通信の途絶回避、早期復旧のための通信事業者と電力・燃料供給機関との、機材搬送のための自衛隊との連携
 - ・ 関係省庁、通信事業者の連携に加え、地方自治体とも連携し、携帯基地局等の早期復旧に向けた連携訓練を実施
 - ・ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（告示）」を改正し、携帯電話基地局等の停電対策強化
 - ・ 車載型基地局、移動電源車等の応急復旧機材の拡充

■「大規模災害時の被災地域における通信サービス確保のための基本的な対応方針」（総務省と通信事業者8社）

- ・ 平時より、連絡体制の確立、合同訓練等の実施
 - ・ 初動対応時の連携・報告方法、被災市町村への支援のため被害状況等の把握
 - ・ 応急復旧対応時の早期復旧に向けた対策の調整、移動通信機器・移動電源車の貸与、車載型基地局の設置、事業者間での光ファイバの相互融通
- 等の総務省及び通信事業者の役割、連携を規定

■電力・燃料供給（経産省）や復旧資材・要員搬送に向けた自衛隊との連携



プッシュ型の燃料需要把握・供給（経産省）



海自による復旧車両の輸送（NTTドコモ）

■地方自治体との連携訓練（停電を想定した携帯電話基地局等早期復旧訓練）



■携帯電話基地局等の停電対策の強化

「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）の改正

<停電対策>

- 市町村役場等をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（義務化）**
- 都道府県庁をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも72時間の停電対策（推奨）**
- 災害拠点病院をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（推奨）**

加えて、台風等により被災が想定される地域には移動電源車等を事前に配備

■停電時の通信設備等への電源供給のため移動電源車を各総合通信局に配備

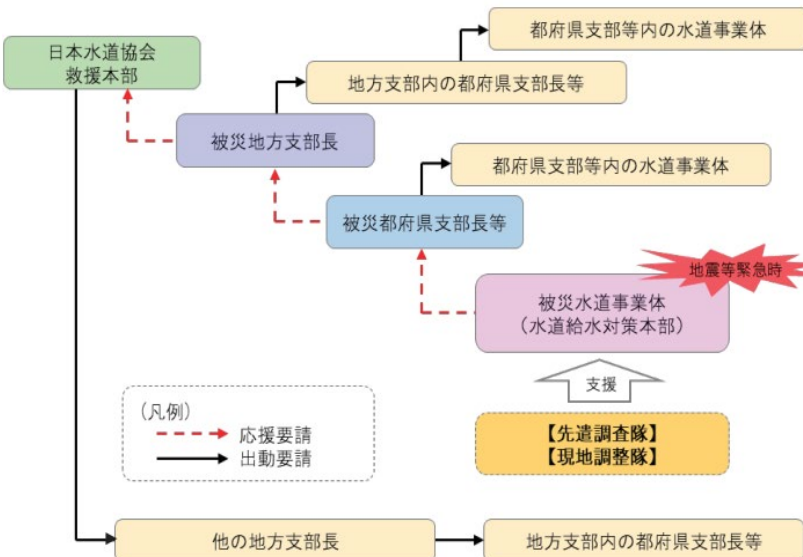


上下水道の災害時の連携

- **水道については「地震等緊急時対応の手引き（（公社）日本水道協会）」が、下水道については「下水道事業における災害時支援に関するルール（（公社）日本下水道協会）」が策定され、災害対応の手順や相互支援の枠組みが定められている。**
- これらに基づき、水道は日本水道協会救援本部、下水道は下水道対策本部において、被災市町からの被害などの情報収集や支援自治体への派遣要請を実施。
- 能登半島地震の際は、上下水道に関して支援可能な自治体等が支援要請連絡を待って、待機している等の事態があったため、プッシュ型での支援を実施すべく、上記に加え、厚生労働省及び国土交通省の職員を上下水道支援チームとして派遣し、両省が連携して全体調整を実施。

水道

日本水道協会救援本部は日水協本部に、水道給水対策本部は被災水道事業体に設置。
日水協本部は被災水道事業体からの応援要請を受け、他の地方支部長を通じ地方支部内の都府県支部長等へ出動要請を行う。



応援の内容

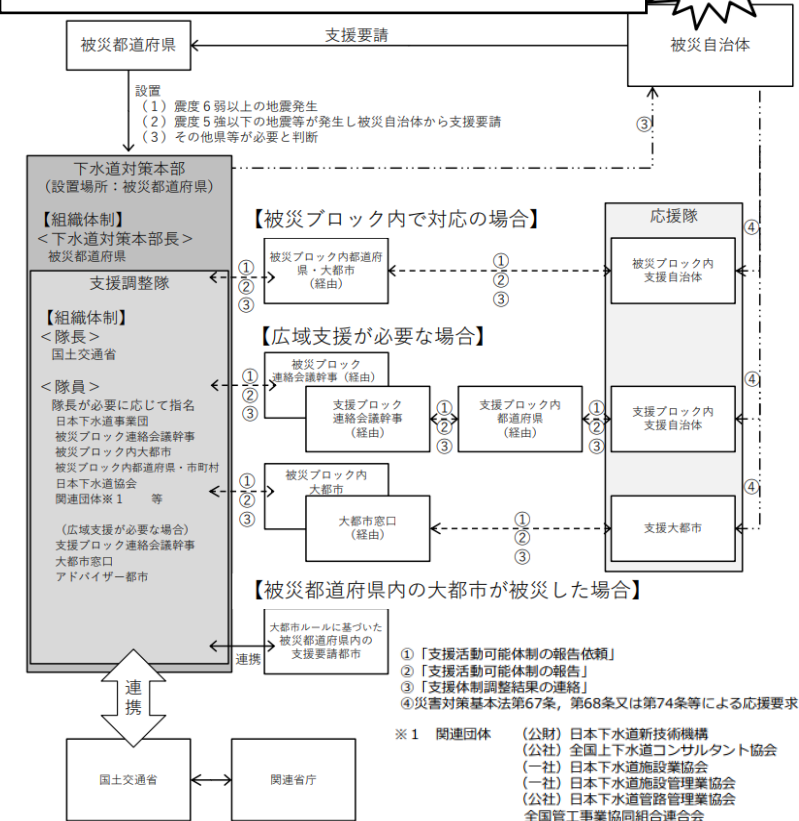
- ・被害調査
- ・応急給水
- ・応急復旧
- ・技術的支援
- ・災害査定資料作成

訓練

- ・日本水道協会 全国地震等緊急時訓練や、地域近隣の会員同士が集まり行う訓練を実施

下水道

下水道対策本部は被災都道府県に設置。
広域支援が必要な場合は、他の支援ブロックから隊員が派遣される。



応援の内容

- ・被害調査
- ・応急復旧
- ・技術的支援
- ・災害査定資料作成

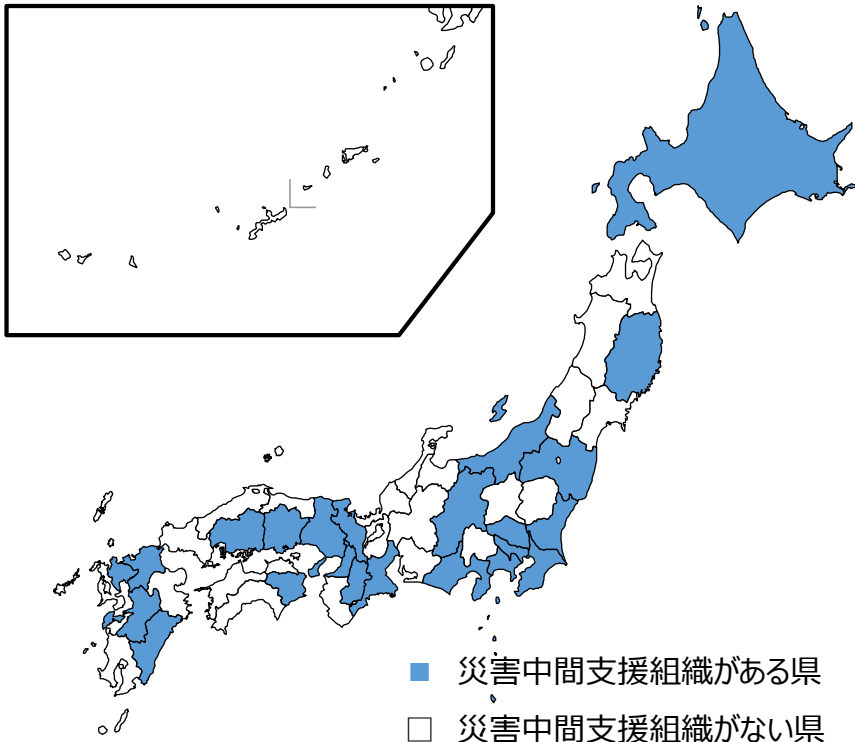
訓練

- ・災害時支援ルールに基づき情報連絡訓練、図上訓練、合同訓練等を実施

災害中間支援組織について

- 官民連携による被災者支援の充実・強化を図るうえで、**NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 全国の都道府県において、災害中間支援組織を設置・機能強化を図るための取組を進めており、**現在23都道府県において災害中間支援組織が活動**している（R6.10時点）。また、全国域の中間支援組織である「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」とも連携・情報共有を図っていく。
- 内閣府としては、**全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、令和5年度から災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業を実施。**

災害中間支援組織の活動状況

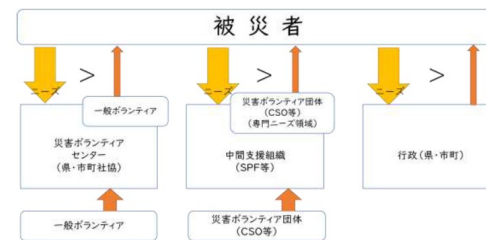


JVOAD資料を基に内閣府にて作成

行政・社会福祉協議会・災害中間支援組織の連携事例（佐賀県）

- 佐賀県は、**令和元年豪雨災害時**は、県内初めの大規模災害であったことから、行政・社協・SPF（佐賀災害支援プラットフォーム＝災害中間支援組織）の**連携が不十分**で、情報共有等がうまくできず、NPO・ボランティア等による**円滑な被災者支援に支障が生じた**。
- この反省を踏まえ、行政・社協・SPFの三者連携を緊密に行い、**平時から災害時の対応について意見交換していたことにより**、令和3年豪雨災害時には、モレ・ムラのないきめ細やかな支援が実施でき、**円滑・効果的な被災者支援に結びついた**。

令和元年



令和3年



- この事例を踏まえて、大規模災害の発生時に円滑な被災者支援活動が実施できるように、**平時から災害中間支援組織との連携体制の構築が必要**。

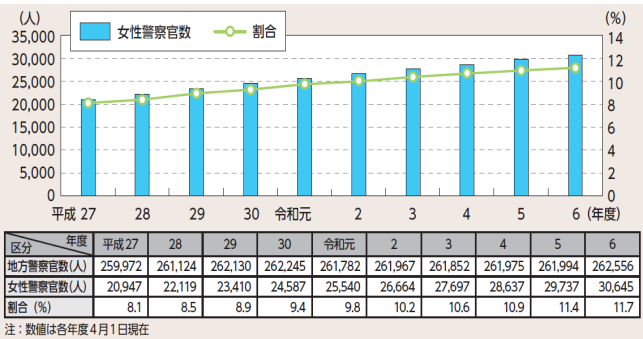
- 平時：関係者と意見交換するなど、日頃から顔の見える関係を構築
- 発災時：「情報共有会議」を開催し、被害状況の把握、被災者支援の情報共有等を行うなどの取組を実施

各分野における女性の人員の推移について

- 女性に人員については、各分野において、**住民サービスの向上等のため、女性の活躍推進が取り組まれており、災害時には被災者支援における女性のニーズへの対応等のために重要。**
- 各分野における女性の割合は、増加傾向となっている。

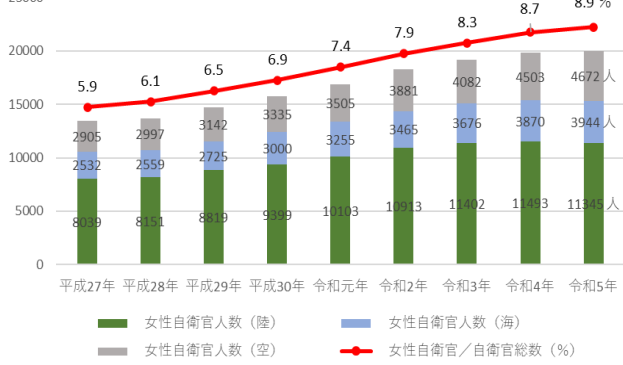
都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移

目標：令和8年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で12%程度とすることを目標



女性自衛官の割合の推移

目標：令和12（2030）年度までに全自衛官に占める女性の割合を12%以上とする。



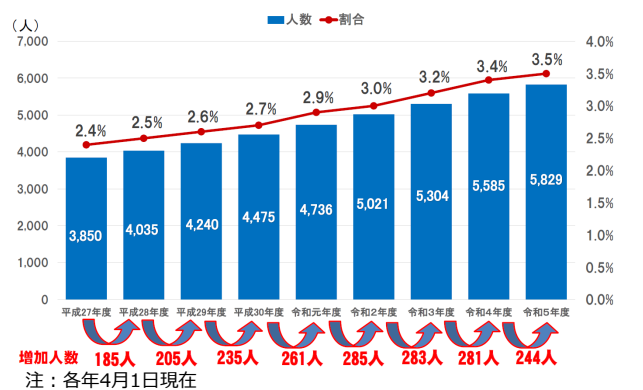
女性消防団員の推移

目標：消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末まで当面5%とする。

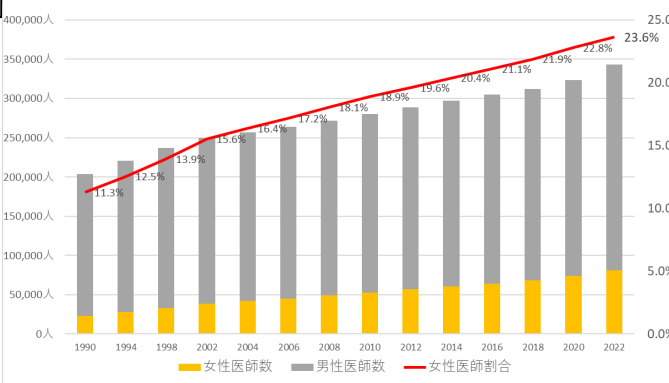


女性消防吏員の割合の推移

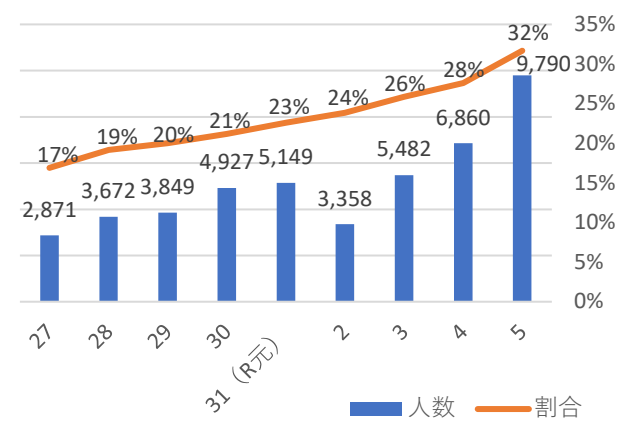
目標：消防吏員の女性比率は、令和8年度当初までに5%に増加



女性医師の割合の推移



女性防災士の割合の推移



災害ボランティア等との連携促進等に関する取組

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティア等による被災者支援活動を行う機運が高まり、一般ボランティアや、NPO等の専門ボランティア団体、民間企業等の多様な主体による支援が広がっている。
- 一方、主体間の活動調整の難しさが顕在化し、令和5年度より被災者支援の担い手の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の設置・機能強化等の支援を実施。また、災害発生時に行政職員等のみで避難生活支援を担うことは困難であり、令和4年度より地域ボランティア人材育成のために、避難生活環境改善のためのスキル・ノウハウを身に付けてもらう研修を実施。
- 近年、災害が激甚化・頻発化し、人口減少、高齢化社会が進む中で、行政のみで被災者支援を担うことは困難であり、令和6年能登半島地震ではNPO・ボランティア等が実質的に被災者支援等の公助を担っていた実態などを踏まえ、これまでの取組を継続的に実施するとともに、官民連携体制の強化、NPO・民間企業等が被災者支援活動に参画・活動を促すための民間団体登録制度の構築等の環境整備を重点的に実施する必要がある。



住家の片付けを行う一般ボランティア
出典：石川県



炊き出しを行う専門ボランティア団体
出典：OPEN JAPAN

＜令和6年能登半島地震における現状と課題＞

- 防災直後から、数多くの専門ボランティア・NPOが被災地入りし、物資の提供、炊き出しや避難所の運営支援、重機による作業などの支援を実施した。
- 全国的な災害中間支援組織であるJVOADが、防災直後から石川県庁で支援を行ったことで、NPO等と行政等の連携体制の構築が図られた。
- 民間と連携した被災者支援を基本とし、国、自治体、地域住民、NPO等との連携を進める必要がある。
- 防災直後から駆け付けた専門ボランティア団体の多くは全国から自主的に被災地入りしたため、支援先の各市町との間での連携体制の構築に時間を要した等の課題も見られた。

避難生活支援リーダー／サポーター研修

研修 プログラム

- ・ オンデマンド講座（事前視聴）
- ・ 基礎講義、グループ討議、演習 など、研修期間2日間

研修 実施地区

（令和4年度）計5地区 （令和5年度）計6地区
（令和6年度）計5地区

研修テキスト



グループ討議



避難所の環境改善演習

地方自治体と民間企業等との災害時応援協定について

- 地方自治体では、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を図るため、民間企業等と災害時の応援協定を締結。
- 内閣府では、他自治体の協定締結事例を参考に出来る災害時応援協定システムを整備し、協定締結を促進しており、令和6年能登半島地震を踏まえ、民間団体と締結している協定について、自治体に対し、連絡体制や実施手順等について点検を実施するよう呼びかけていく。

■ 能登半島地震で注目された技術等に関する、全国自治体と民間企業等との協定締結の現状

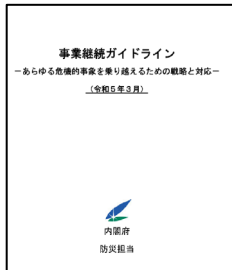
検索キーワード	件数	協定内容の傾向
段ボールベッド	600件以上	➤ 災害時における段ボールベッドの供給。 ➤ 段ボールベッド単体の協定ではなく、供給する物資のメニューの一部として記載。
無人航空機	500件以上	➤ 映像・画像の収集、被災者の搜索、災害現場地図の作成支援、物資輸送等を内容としたものが多い。 ➤ 貸与、測量、老朽度調査といったものも一部に見られる。
キッチンカー	70件以上	➤ キッチンカーによる炊き出しの実施。 ➤ 食物アレルギー対策への配慮を求める内容も見られる。
キャンピングカー	20件以上	➤ 災害時における優先的な貸出し。 ➤ 給電設備等装備にも言及しているものも一部に見られる。
トレーラーハウス	10件以上	➤ 災害時における優先的な貸出し。 ➤ 避難所以外の活用方法について記載されているものが多い。
トイレカー・ 車載トイレ	10件以上	➤ 災害時における優先的な貸出し。 ➤ 自治体相互の派遣協定も一部に見られる。

注：災害時応援協定システム（登録件数：約10万4,000件）において、上記のキーワードで検索した結果である。
システムへの登録は任意であるため、災害に関係する全ての協定内容が登録されているわけではない。

企業BCP作成等に係る人材の確保（防災士等の活用）

- **企業BCPに関して**、内閣府（防災）による「事業継続ガイドライン」、中小企業庁による認定制度の他、（一社）日本中小企業診断士協会連合会による支援事業（中小企業診断士の派遣）や（一社）レジリエンスジャパン推進協議会による「レジリエンス認証」制度など、**様々な機関が支援を実施中**。
- 一方、**防災士については**、（NPO法人）日本防災士機構により認証された研修機関（自治体、大学等、民間法人）が、防災士養成事業を実施。**一部民間企業人の受講も認められ、防災士の登録者数は順調に増加**。さらに、**一部企業においては、防災士の資格取得を積極的に推進している事例も認められるところ**。
- **企業BCPの作成・更新等に向けては、防災士人材の効果的活用を検討することも含め、引き続き関係機関と連携し推進**。

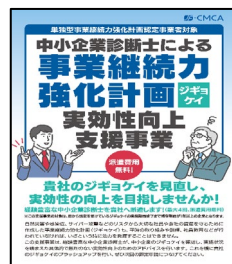
事業継続ガイドライン



事業継続力強化計画（パンフ）



事業継続力強化計画実効性向上支援事業（チラシ）



レジリエンス認証（パンフ）



防災士の資格を積極的に推進している企業（例）

JR東日本（東日本旅客鉄道）労働組合

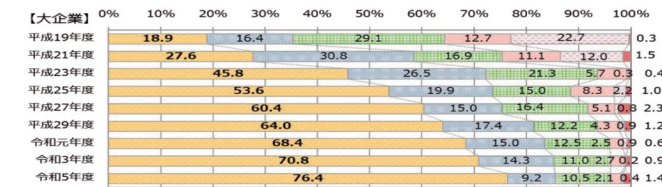
- 2011年の東日本大震災では、東日本エリアの列車が大地震によって緊急停止し、JR東日本の沿岸部路線では高台への避難・誘導が実施。
- JR東日本労働組合では、東日本大震災を経験した約1万2,000人の組合員に対するアンケートを実施し、その結果から、災害時の避難・誘導のあり方や、教育・訓練のあり方が重要であると判断。各職場において、災害時に適切な行動が取れる「**防災のプロ**」の育成が必要と考え、「**防災士**」資格の取得を進めている。

株式会社フジ

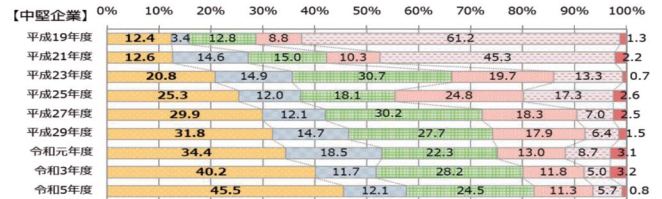
- 同社は愛媛県松山市に本社を置くショッピングセンターチェーン
- 災害発生時には各店舗が地域防災の拠点となりえることから、各店舗の**責任者やマネージャーが「防災士」資格を取得し、日頃から防災活動や防災啓発活動、防火訓練などを牽引**
- 「防災士」という資格の取得を通じ、「平常時から組織を牽引し、災害時にはリーダーシップを発揮して最適な行動が取れる人材」を育成することで、企業防災の実効性を高めている。

BCPの策定率
(大企業の76.4%、中堅企業の45.5%が策定済み)

大企業

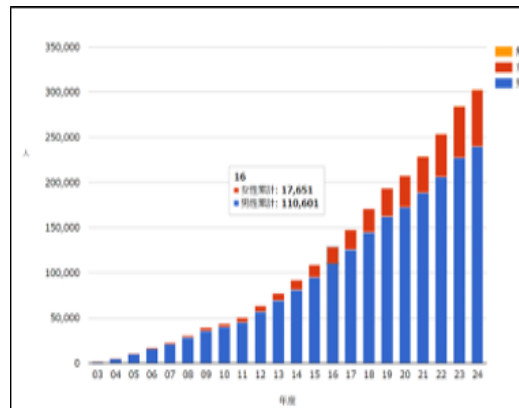


中堅企業



■ 策定済みである
 ■ 策定中である
 ■ 策定を予定している（検討中を含む）
 ■ 策定はない
 ■ 事業継続計画（BCP）とは何かを知らなかった
 ■ その他・無回答

防災士の登録者数
(302,544名) 2024年11月現在



出典 （一社）レジリエンスジャパン推進協議会HP <https://www.resilience-jp.biz/>
 中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp>
 内閣府防災HP <https://www.bousai.go.jp>
 （一社）中小企業診断士協会HP <https://www.jf-cmca.jp>
 日本防災士機構HP <https://bousaisi.jp>
 NTTExCパートナーHP <https://www.nttexc.co.jp/>

消防団への被用者の入団促進に向けた取組

- 消防団員に占める被用者の割合が高まっており、**被用者の入団促進のためには、企業等の消防団に対する理解や協力が不可欠。**
 - このため、消防庁では、地方公共団体や、業界団体を通じて企業等に対し、企業等との連携強化に向けて令和6年10月に通知したところであり、
 - ① 消防団に特に協力的な企業等を認定する「**消防団協力事業所表示制度**」の活用促進
 - ② 企業等と連携した入団促進などの**地方公共団体の取組へのモデル事業による支援**
 - ③ 消防団協力事業所に認定された**企業等に対する地方公共団体の支援策**や、企業等と連携した**取組事例の積極的なPR**
 - ④ 消防団に協力している**企業等に対する表彰の実施**
 - ⑤ マニュアルを通じた**防災に関する知識やスキルが身につくなどのメリットの紹介**
- など、企業等との連携強化を通じた被用者の入団促進等に向けた取組を実施。

①消防団協力事業所表示制度

- ・ **1,373市町村で導入**（令和6年4月現在）
- ・ 事業所の消防団活動への協力が社会貢献（CSR）として広く認められるとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度。
- ・ 認定により取得した「表示証」は社屋に提示でき、表示証マークを自社ホームページなどで広く公表することができる。

主な認定要件

- ・ 従業員が消防団に相当数入団していること
- ・ 従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮していること
- ・ 災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること

【消防団協力事業所表示証】



(市町村発行: シルバーマーク) (総務省発行: ゴールドマーク)

- ② 地方公共団体が企業等と連携した入団促進などの取組について、「**消防団の力向上モデル事業**」（上限500万円）により支援。
- ③ 認定を受けた協力事業所に対する**入札参加資格等の優遇措置などの支援策**や、就業規則等により消防団員である**従業員等に配慮した企業等の取組について、積極的なPRにより横展開**を図る。

(例) 消防団活動について特別休暇として扱うことを就業規則に明記(株式会社デービー精工等)
⇒ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集」においてPR

- ④ 消防団活動に特に深い理解を示し、**消防団に協力している事業所等に対して消防庁長官等による表彰**を実施。
- ⑤ 防災や救命に関する知識やスキルが身につくことなど、**消防団に入団したメリットについて、本年作成の団員確保につながるノウハウが記載されたマニュアルを通じて紹介。**

地域防災への中高生等の参画を意識した防災訓練等の取組

- **地域における防災訓練については、内閣府において、地方公共団体に対して、地域の防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努めることを促している。** 自主防災組織等を中心とする地域が主体となって防災訓練を行う中で、例えば、中学生等も含め幅広い世代が連携・協力して避難所運営等を行うことを想定した訓練を企画すること等が考えられる。
- **中高生等に災害時の役割を付す場合においては、発達段階に応じた対応や、生徒自身の安全確保が重要であることに配慮することが必要。**
- **防災教育の発展的な取組として、地域・関係機関・学校等が連携して避難所運営体験等に取り組んでいる事例もある。**

●先進的な取組事例（青森県青森市）

<概要>

・一般社団法人男女共同参画地域みらいねっとや青森地域広域事務組合消防本部などの関係機関と学校が協力して体験的な学習を実施することで、より効果的な防災学習の展開が図られた。

・保護者や地域と連携し、避難者の多様性に配慮した避難所運営体験を実施し、学校施設の利用方法等を確認するとともに、生徒参加型の訓練により、自助・共助の意識醸成を図った。

<活動内容>

- ・小・中連携による避難所運営体験（テントの組み立て方や段ボールベッドの作り方など）
- ・小学生は防災工作としてごみ袋を利用したポンチョづくり
- ・講話



段ボールベッド組立
(青森市立造道中学校)

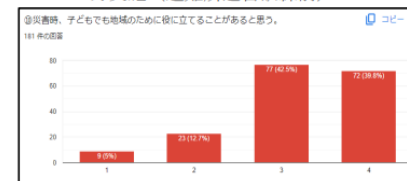


消防職員による講話
(青森市立油川小学校)

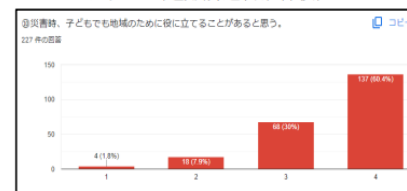
<アンケート結果>

【災害時、子どもでも地域のために役に立てることがあると思う】

・10月実施（避難所運営訓練前）



・11月実施（避難所運営訓練後）



・児童生徒を対象とした防災教育に係るアンケートの結果、「災害時、子どもでも地域のために役に立てることがあると思う」では、「とてもあてはまる」と回答した割合が39.8%から60.4%へと上昇。
・「自助」だけでなく「共助」の意識も醸成されていると考えられる。

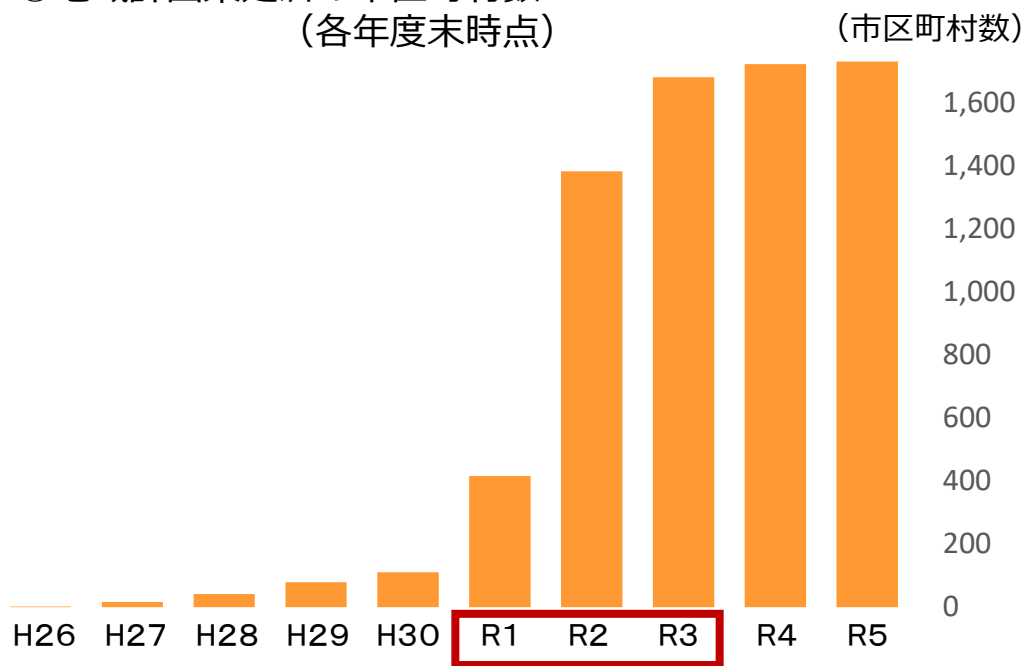
国土強靱化地域計画の内容充実の支援

- 国土強靱化地域計画は全都道府県と99%の市区町村で策定済み。策定から5年を迎える団体も多い。
- 基本計画の改定内容や、昨今の災害から得られた教訓、災害時に有用な新技術の普及等を考慮して地域計画のチェック・見直しを行い、内容を充実させることが重要。
- その際、地域の特性等を踏まえた具体的な検討を行い、地域計画の実効性を高めることが重要。

<主な支援内容>

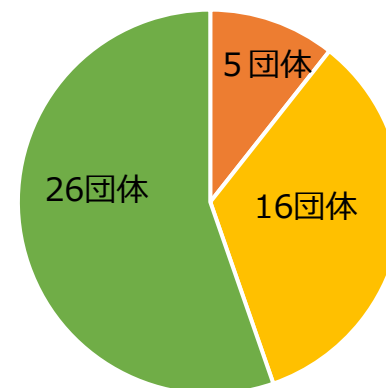
- 地域計画の内容充実に取り組む地方公共団体の伴走支援、出前講座等の実施。
- 地域計画の内容充実ガイドライン、独自施策・事業事例集等の提供。
- 地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金の重点化、メニューリストの提供。 等

○地域計画策定済の市区町村数
(各年度末時点)

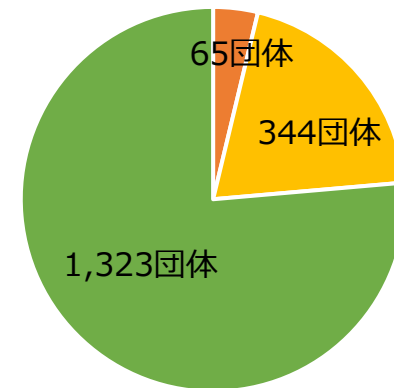


○新たな基本計画を踏まえた地域計画の改定状況
(令和6年10月時点)

【都道府県】



【市区町村】



- 新たな基本計画を踏まえて改定済
- 令和6年度中に改定予定
- 令和7年度以降に改定予定、または時期未定

国土強靱化地域計画 内容充実に取り組む自治体の伴走支援①

- 国土強靱化地域計画の内容充実に取り組む自治体を支援するとともに、モデル事例として他自治体に紹介するため、令和5年度から伴走支援を実施。
- 地域特性に応じた具体的なリスクシナリオの設定や、関係機関と連携した施策の検討を進めるため、課題分析の支援や検討過程に関する助言等を行う。
- これまでに1県6市で実施しており、今後も能登半島地震の教訓を活かした地域計画の見直し等、内容充実に取り組む自治体を支援。

R6年度改定事例：福岡県久留米市・うきは市

○取組の背景、検討体制

令和5年7月豪雨により、土砂災害・河川氾濫・内水氾濫等が発生し、死者2名、3,000戸以上の住家被害があり、農畜産物や農業施設にも多くの被害があった。

被災経験から得た教訓を活かし、市役所内の各部局、関係機関が連携して、地域計画の改定を実施。

○検討手順

(1) 災害レビュー、リスクシナリオの整理

- ・ 水害の進行（降水量、河川水位、氾濫や土砂災害の発生状況等）をレビュー
- ・ 河川氾濫等により、どのように被害が広がったかについて整理

(2) 対応状況の振り返り

- ・ 発災直後から復旧までの市及び関係機関の対応状況を振り返り、災害対応業務として有効だったことや課題を整理

(3) 必要な対策を抽出

- ・ 既往災害をもとにリスクシナリオを設定し、同様の被害を繰り返さないための取組方針を検討

(4) 重点的に推進する施策の整理

- ・ 取組方針に対し、市内各部局、関係機関が取り組む具体的な施策を地域計画に記載



(土砂災害)



(河川氾濫)

国土強靱化地域計画 内容充実に取り組む自治体の伴走支援②

R6年度改定事例：福岡県久留米市・うきは市

○リスクシナリオ（概要）

急峻な耳納連山（みのうれんざん）で短時間に強い降雨が集中し、筑後川流域において河川水位が上昇し、巨瀬川等の河川氾濫、広範囲の内水氾濫が発生した。巨瀬川が流入する筑後川の高い水位の影響もあり、水位が下がらず約10時間越水が継続。また、耳納連山の各地で山腹が崩壊し、大量の土砂流出や流木が発生した。

○リスクに対する取組方針、施策（2市の地域計画から主なものを抜粋）

リスク	取組方針	施策の例
・浸水や土砂災害の発生	・浸水や土砂災害の発生を防ぐ	・河川改修（国・県・市） ・水路改修（県・市） ・水田の貯留機能向上（市） ・砂防事業（県）
・広範囲の浸水	・浸水や土砂災害が発生しても被害を減らす	・施設の耐災性向上（県・市） ・住まい方の工夫（国・市） ・貯留機能を持つ土地の保全（市）
・短時間で状況が変化 ・災害リスクの高いエリアで土石流等が発生	・浸水や土砂災害が発生しても命を守る	・ハザードマップの充実（市） ・洪水予測の高度化（国） ・自主防災組織の強化（県・市） ・避難所の充実（市） ・防災訓練の実施（市）
・市役所職員の被災	・浸水や土砂災害が発生しても地域を守る	・業務継続計画の作成（市） ・受援体制の整備（市） ・消防団員の確保（市）



河川氾濫(R5.7豪雨)

国土強靱化地域計画 内容充実ガイドライン【概要①】

- 計画策定済みの地方公共団体が、**地域の特性・脆弱性を踏まえて必要な施策等を検討し、地域計画の内容を充実させる**際に参考としていただくことを想定した**実務的な手順書**として作成。
- 内容充実の進め方**として、毎年実施可能な簡易チェックを含めたPDCAサイクルを紹介するとともに、本格的なチェック・検討をする上で必要な素材や、多様な住民周知方法等を紹介。
- また、**地域特性等を踏まえて地域計画の改定を行った事例や、先進的な施策に取り組む自治体の事例**を紹介。

○内容充実の進め方等（PDCAサイクル）

簡易チェック

地域計画担当者によるチェック→毎年実施を推奨

- ・**担当者の直感** 地域計画改定の必要性を感じている
- ・**時間経過** 地域計画の策定又は直近の改定から4年以上経過している
- ・**災害経験** 地域計画の策定又は直近の改定以降に災害を経験している
- ・**施策・事業等の進捗** 予定どおりに進んでいないと感じる

本格チェック

（簡易チェックで「はい」があった場合）
総合計画と一体的な見直し・改定を行うなど、
庁内の他部局や関係機関を巻き込んだチェック

（1）素材の収集

- ・基本計画や都道府県地域計画を含む関連計画の動向
- ・施策・事業等に関連する法令、税制、予算補助制度等の改定状況
- ・社会情勢（人口・産業等）やまちづくり方針の変化
- ・他地域を含めた災害発生状況、災害のレビュー
- ・地域計画に記載されている施策・事業等の状況 等

（2）地域計画への影響度を確認し、見直しが必要か判断

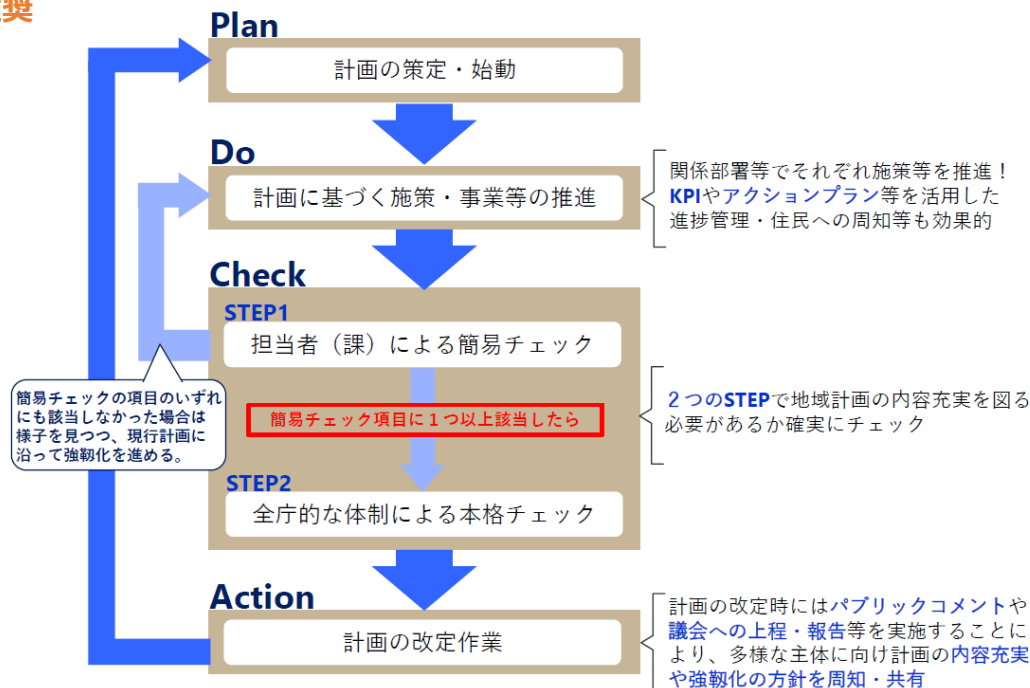
（3）地域計画の見直し内容の検討

住民等への周知、計画改定

本格チェックの結果を地域計画に反映

- ・住民等への周知方法について、必要に応じて簡易な方法を選択できるよう、複数の手法を紹介
- ・計画改定について、必要な施策を別冊として整理する、総合計画の一部として改定するなど、効率的・効果的に改定を行う手法を紹介

地域計画の内容充実に係るPDCAサイクルのイメージ



○事例紹介

➤ 計画改定の事例

地域特性等を踏まえ、リスクシナリオを改めて設定し、必要な施策を検討して計画を改定した事例を紹介。

福岡県久留米市・うきは市

- ・ 令和5年7月豪雨での被災をきっかけに地域計画を見直し。
- ・ 災害の発生状況等についてレビューを行い、リスクシナリオを設定。市及び関係機関の対応状況の振り返りを行い、同様の被害を繰り返さないために各主体が取り組む具体的な強靱化施策を記載。
- ・ 市だけでなく、関係機関が取り組む施策についても記載。
ハード・ソフトの事業を組み合わせ、多重防御により最悪の事態の回避を図ることとした。
- ・ 計画全体の見直しではなく別冊としてまとめるなど負担軽減を図り、被災から約1年で計画改定。

➤ 施策・事業の取組の事例

45事例について、取組が必要と考えた背景や、関係者を巻き込む工夫に焦点をあてて紹介。

地方公共団体が、自地域の脆弱性に対し必要な取組を進めるための参考資料として活用することを想定。

【事例（一部）】

- ・ 北海道釧路市……津波浸水立体画像（3Dマップ）の作成・公開による市民・企業の避難・防災意識向上
- ・ 北海道むかわ町……事前復興計画策定の推進
- ・ 神奈川県厚木市……地域企業の防災力向上・企業誘致のための官民連携による国土強靱化の取組促進
- ・ 山梨県身延町……ドローン活用をした空撮による災害時の交通網の寸断状況把握
- ・ 愛知県豊橋市……地域マイクログリッドの構築によるエネルギー供給源の多様化・分散化
- ・ 京都府福知山市……自治会単位の災害情報の発信により住民の適切な避難行動を実現
- ・ 兵庫県南あわじ市…自走式水洗トイレカー導入

海外の民間団体等の取組事例

- 海外においては、民間企業・団体が、主体的かつ大規模に災害支援を実施している事例が存在。
- 一方、日本の経済界も、令和6年能登半島地震はじめ災害時に、積極的に被災者・被災地支援活動を実施。
- 今後、国内において更に迅速な災害支援に期するためにも、民間団体等の力を最大限生かすための体制整備が重要。

■ 東アジア企業による災害支援の事例

・民間企業が看板を掲げ、大規模に支援

2011年中国四川汶川地震後の仮設住宅団地



民間企業の洗濯機

2017年韓国浦項地震の避難所の様子



灰色洗濯機民間企業のランドリールーム

2017年韓国浦項地震の避難所の様子



大韓赤十字 救護物資 無料輸送車両
(輸送は民間宅配がサポート)

出典：東京大学加藤孝明研究室提供

■ 台湾の民間団体による災害支援の事例

- ・民間団体※による避難所設営
- ・行政側との協議を通じて必要な支援内容・量を把握し、財団の備蓄倉庫から輸送・配備を行う。自治体に対しても一定数を寄贈。
- ・間仕切り・簡易ベッド・机・椅子・キャビネットなどを独自に開発。
- ・災害発生時にはボランティアとして多数の者が支援に入る。



民間団体による避難所設営
(2024.4.3花蓮地震)

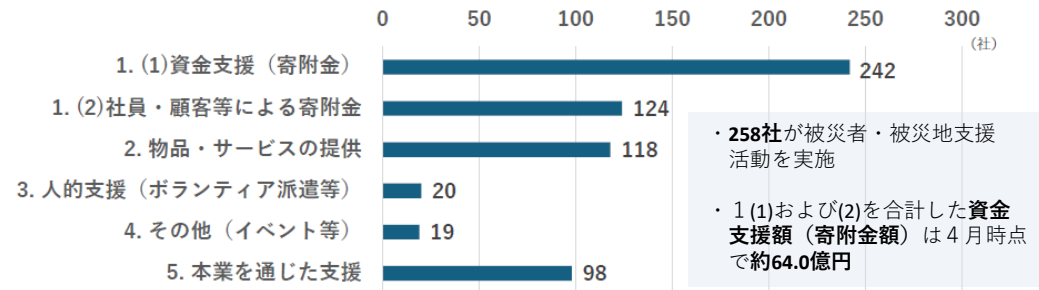
※ 財団法人仏教慈濟慈善事業基金会の概要

- ・台湾の仏教系の慈善団体。1966年4月に花蓮県で設立。
- ・慈善事業の他、病院や大学の経営、4つのケーブルテレビチャンネルも保有
- ・物資の備蓄等の平時の準備、発災時対応ともに全て自己資金で行っている。

出典：令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第4回）資料より作成

(参考) 日本の経済界による被災者・被災地支援活動

< 令和6年能登半島地震の被災者・被災地支援活動を実施した企業数 >



- ・ 調査対象：経団連会員企業（1563社）
- ・ 調査期間：2024年3月1日～15日
- ・ 回答方法：Microsoft社Formsによる回答
- ・ 有効回答数：269社

出典：令和6年能登半島地震経済界における被災者・被災地支援活動〔発災後2か月間の支援状況〕
－経団連アンケート結果－2024年4月3日 一般社団法人日本経済団体連合会

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策

経緯

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報(以下、「臨時情報」という。)は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。
- そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)における検証を経て、改善方策をとりまとめた。

検証

- 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされていたこと等を確認。
- 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。
- WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。

改善方策

方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。(防災意識の周知・広報における政府広報との連携。)

- ・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- ・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- ・周知広報資料の再周知・多言語化
- ・チェックリストの充実



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



動画

方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。(臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。)
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



日頃からの地震への備えの再確認



非常持出品の常時携帯

方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。



地方公共団体等との意見交換